

附属書七（第六章関係） 第七十八条に関する特定の約束に係る表

日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百三十一年七月十日付けのガット事務局文書M T N・G N S—I W—I I O）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百三十一年）（以下この附属書において「C P C」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従つたものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十四条(w)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。\*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第六章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

## I 各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げるすべての分野	(4) 出入国管理に関する法令に基づく措置については、次のいずれかの分類に該当するブルネイ・ダルサラー	(4) 出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の欄に規定するブルネイ・ダ	

ム国の国民の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。

(a) 短期の商用訪問者

業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九十日を超えない期間滞在するブルネイ・ダルサラーム国の国民

(b) 企業内転勤者

ルサラーム国の国民に関する措置を除くほか、約束しない。

---

日本国への入国及び日本における一時的な滞在に係る申請を行つた日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する法人によって雇用されているブルネイ・ダルサラーム国の国民であつて、当該法人の日本国における支店若しくは代表事務所又は当該法人が所有し、若しくは支配し、若しくは当該法人と提携し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される法人に三年を超えない期間転任するもの。ただし、当該ブルネイ・ダルサラーム国の国

---

---

民が、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

注 第七十四条(f)(iii)の

規定にかかるらず、この特定の約束に係る表の適用上、法人が他の法人と「提携」するとは、当該他の法人が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重大な影響を与えることができる場合をいう。

- (ii) 動  
役員又は監査役とし  
長として支店又は代  
表事務所を管理する活  
動
- (i)

て法人を管理する活動

(iii) 法人の一又は二以上

の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他

の自然科学に関する高

度の水準の技術又は知

識を必要とする活動で

あつて、出入国管理及

び難民認定法（昭和二

十六年政令第三百十九

号）で定められている

「技術」の在留資格に

おいて認められるもの

(v) 法律学、経済学、經

營学、会計学その他の

人文科学に関する高度

の水準の知識を必要と

する活動又は日本国以

外の国の文化に基盤を

有する思考若しくは感

---

受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

---

(iv) 及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ブルネイ・ダルサラーム国の国民が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門

的な技術又は知識を用いることなく従事すること  
ができない活動をいう。

(c)

自由職業サービスに従事するブルネイ・ダルサラーム国の国民

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するブルネイ・ダルサラーム国の国民であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に三年を超えない期間従事するもの

(i) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(ii) サービス提供者が弁

- 
- 
- 護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (v) 日本国の法律により  
「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (iv) 日本国の法律により  
「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- 日本国の法律により  
サービス

---

「公認会計士」として  
の資格を有する会計士

が提供する会計、監査

及び簿記のサービス

(vi) 日本国の法律により

「税理士」としての資

格を有する税理士が提  
供する税務サービス

(d)

日本国にある公私機

関との間の個人的な契約

に基づいて高度の水準の

技術又は知識を必要とす

るサービスの提供に従事

するブルネイ・ダルサ

ラーム国の国民

日本国にある公私機

関との間の個人的な契約

に基づき、日本国におけ  
る一時的な滞在の間に次

のいずれかのサービスの

---

提供に係る活動に三年を超えない期間従事するブルネイ・ダルサラーム国

---

の国民

- (i) 物理学、工学その他  
の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの
- (ii) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感
-

---

受性を必要とする活動  
であつて、出入国管理  
及び難民認定法でその  
範囲が定められている  
「人文知識・国際業  
務」の在留資格に基づ  
くもの

---

(i) 及び(ii)に規定する自  
然科学又は人文科学に関  
する高度の水準の技術又  
は知識を必要とする活動  
とは、当該ブルネイ・ダ  
ルサラーム国の国民が、  
大学教育（学士）若しく  
はそれ以上の教育を修了  
すること又は少なくとも  
十年間当該活動に従事し  
たことによつて得た自然  
科学又は人文科学の専門

---

		分野
A (a) 「弁護士」としての資格	1 実務サービス 自由職業サービス 日本国の法律により	市場アクセスに係る制限
(1) 弁護士法人（注）が提供し		内国民待遇に係る制限
(1)	制限しない。	追加的な約束

## II 分野ごとに行う特定の約束

前記のいずれかの分類に該当するブルネイ・ダルサラーム国の国民の在留期間は、更新することができます。

---

を有する弁護士が提供す

る法律サービス  
(CPC八六一)

なければならない。

注　日本国の法律による

弁護士法人とは、日本  
国の法律により「弁護  
士」としての資格を有  
する弁護士であり、か  
つ、弁護士法人の業務  
を執行する権利及び義  
務を有する一人以上の  
社員によって構成され  
るものという。

業務上の拠点が必要であ  
る。

(2) サービスは、自然人又は  
弁護士法人が提供しなけれ  
ばならない。

る。 業務上の拠点が必要であ  
る。

制限しない。

---



(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）

の法律以外の法律に関する法的な意見の表明

(iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス

(iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動

件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。

(b) 「弁護士」との共同事業は、認める。

「弁護士」の雇用は、認める。

(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。

(d) 国際仲裁における代理を認める。

(b) サービス提供者は、

親族関係若しくは相続  
に関する法律事件で  
あつてその当事者とし  
て日本国民が含まれる  
もの又は日本国内に所  
在する不動産に関する  
権利若しくは工業所有  
権、鉱業権その他の日  
本国内の官公署への登  
録により成立する権利  
の得喪若しくは変更を  
目的とする法律事件で  
あつて当該目的が主た  
る目的ではないものに  
ついては、「弁護士」  
と共同し、又は「弁護  
士」の助言を受けるこ  
とを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈  
サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) (a) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) (f) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

- サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。
- (1) サービスは、自然人又は「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (CPC八六一\*\*)
- (1) 制限しない。
  - 司法書士法人（注）が提供しなければならない。  
注 日本国の法律による
  - 司法書士法人とは、日本法書士としての資格

を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。

業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。  
(4) 業務上の拠点が必要である。

(4)	(3)	(2)
制限しない。	制限しない。	制限しない。

	(a) 日本国の法律により 「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（CPC八六一＊＊）	る。
(2)	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
(2)	(1) 制限しない。 サービスは、自然人又は業務上の拠点が必要である。	

(a) 日本国の法律により 「社会保険労務士」とし ての資格を有する社会保 険労務士が提供する法律 サービス (CPC八六一**)			
	(1) サービスは、自然人又は 社会保険労務士法人（注） が提供しなければならな い。 注 日本国の法律による 社会保険労務士法人と は、日本国の法律によ り「社会保険労務士」 としての資格を有する	(4) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。 (4) 業務上の拠点が必要であ る。	
	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。	

---

社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。

業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。  
(4) 業務上の拠点が必要である。

---

(4)	(3)	(2)
制限しない。	制限しない。	制限しない。

---

		(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (CPC八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九)	日本国に在る。
(2)	ある。	特許業務法人について は、業務上の拠点が必要で サービスは、自然人又は	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国に在る法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上上の社員によつて構成されるものをいう。
(2)	制限しない。	特許業務法人について は、業務上の拠点が必要で サービスは、自然人又は	(1) 制限しない。

(a) 日本国の法律により	(a) 日本国の法律により 「海事代理士」としての 資格を有する海事代理士 が提供する法律サービス (C P C八六一**)				特許業務法人が提供しなけ ればならない。	
(1) サービスは、自然人又は 人	(4) 制限しない。 供しなければならない。 制限しない。	(3) 制限しない。 供しなければならない。 制限しない。	(2) 制限しない。 供しなければならない。 制限しない。	(1) 制限しない。 供しなければならない。 制限しない。	(3) 制限しない。 供しなければならない。 制限しない。	特許業務法人につい ては、業務上の拠点が必要で ある。
(1) 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。	

---

「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律

サービス  
(CPC八六一\*\*)

土地家屋調査士法人（注）  
が提供しなければならない。

注　日本国の法律による

土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務をする二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

(2) 業務上の拠点が必要である。  
サービスは、自然人又は  
土地家屋調査士法人が提供

---

(2)  
制限しない。

---

	(b) 会計、監査及び簿記の サービス (CPC八六二)	
	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。	(3) 業務上の拠点が必要である。  (4) 業務上の拠点が必要である。  しなければならない。
	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。  (3) 制限しない。

---

「計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

監査法人については、業

務上の拠点が必要である。

(2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。

監査法人については、業務上の拠点が必要である。

---

(2)  
制限しない。

---

	(c) 税務サービス (C P C八六三)	
	(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。	(3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができます。監査法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。
	(1) 制限しない。	(3) 制限しない。

---

つ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。

(3) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなけれ

---

(3)

制限しない。

(2)

制限しない。

	(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (CPC八六七一二、八六七一三、八六七一四 (注)) (CPC八六七二三、八六七二三、八六七二四 (注)、八六七二五(注)、八六七二七(注))	
	(4) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (1) 業務上の拠点が必要である。	(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 士サービスについても、業務上の拠点が必要である。
	(4) (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 制限しない。

<p>(e)、 (f) 及び 総合エンジニアリング</p>	<p>(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス</p> <p>(CPC八六七一)</p> <p>(CPC八六七二 (注))</p> <p>(CPC八六七四一 (注))</p> <p>注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>	<p>めに必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない (注)。 制限しない (注)。 制限しない。 制限しない (注)。 注 サービスが日本国 法律により「建築士」 としての資格を有する サービス提供者又は 「建築士」を使用する サービス提供者によつ て提供される場合に は、業務上の拠点が必 要である。</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	

八六七三（注）	注 土木相談サービスを除く。	(e) (g) F(e) F(m) 土木 相談サービス	(CPC八六七二一（注）、 八六七二四（注）、 八六七二七（注）、 九（注） (CPC八六七四一、八 六七四二（注） (CPC八六七六一（注） (CPC八六七五一（注）、 八六七五二（注））	(4) (3) (2) (1)	制限しない。
八六七四一（注）	注 土木のため必要	なサービス（建築物	(4) (3) (2) (1)	制限しない。	制限しない。
八六七四二（注）	注 土木のため必要	なサービス（建築物	(4) (3) (2) (1)	制限しない。	制限しない。

(i) 獣医サービス	(h) 医師及び歯科医師サー ビス (CPC九三一二)	(g) 都市計画及び景観設計 サービス (CPC八六七四 (注)) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。	のためのエンジニア リングデザイン・ サービスを除く。)に 限る。
(1) 約束しない。 *	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 限がないことを除くほか、 外国資本の参加に関し制 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 約束しない。 *	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 限がないことを除くほか、 外国資本の参加に関し制 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

B 電子計算機サービス及び	(j) 日本国の法律により 「理学療法士」としての 資格を有する理学療法士 又は「栄養士」としての 資格を有する栄養士が提 供するサービス (CPC九三一九一**)	(j) 助産師、看護師及び準 医療従事者により提供さ れるサービス (CPC九三一九一**)	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制 限がないことを除くほか、 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制 限がないことを除くほか、 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制 限がないことを除くほか、 約束しない。 (4) 約束しない。
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。  (1) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ (4) 制限しない。  (3) (2) (1) 約束しない。＊ (4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ (4) 制限しない。  (3) (2) (1) 約束しない。＊ (4) 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。  (4) (3) (2) 制限しない。	
(1) 制限しない。					

			関連のサービス（航空運送 のためのコンピュータ予約 システムのサービスを除 く。）
	C 研究及び開発のサービス (a) 自然科学の研究及び開 発のサービス (CPC八五一)	(CPC八四一、八四二、 八四三、八四四、八四五、 八四九)	関連のサービス（航空運送 のためのコンピュータ予約 システムのサービスを除 く。）
(CPC八五三)	(b) 社会科学及び人文科学 の研究及び開発のサービ ス (CPC八五二) (c) 学際的な研究及び開 発 のサービ ス	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。
		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。

				D 不動産に係るサービス
			(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (C P C八二一＊＊）	(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (C P C八二一＊＊）
(4) (3) 業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。
(4) (3) 制限しない。 制限しない。	(2) 制限しない。 制限しない。	(1) 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(b) 報酬を受け、又は契約 に基づいて行う不動産 (日本国外にあるもの) に係るサービス (C P C八二二＊＊)	E 運転者を伴わない賃貸 サービス (a) 船舶（注）に関する運 転者を伴わない賃貸サー ビス (C P C八三一〇三) 注 日本国の船籍を有 する船舶の使用を通 じてサービスを提供 する場合には、当該 船舶は、国籍要件を 満たす必要がある。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	る。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

この分野において  
「国籍要件」とは、  
船舶を次のいずれか  
の者が所有しなけれ  
ばならないことをい  
う。

日本国民

(a) 日本国の法律に

より設立された法

人であつて、その

代表者の全員及び

業務を執行する役

員の三分の二以

が日本国籍を有す

るもの

(b)

航空機（注）に関する  
運転者を伴わない賃貸

サービス

（C P C八三一〇四）

(4) (3) (2) (1)

約束しない。制限しない。

(4) (3) (2) (1)

約束しない。制限しない。

---

注　日本航空機として

登録された航空機の  
使用を通じてサービス  
を提供する場合には、  
当該航空機は、  
次のいずれかの者が  
所有しなければなら  
ない。

(a) 日本国民

(b) 日本国の法律に  
より設立された法  
人であつて、その  
代表者の全員及び  
役員の三分の二以  
上が日本国籍を有  
し、かつ、その議  
決権の三分の二以  
上が日本國の者に  
よつて占められて  
いるもの

---

F (a) その他の実務サービス 広告サービス (CPC八七一)	(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス (CPC八三一〇六一八 三一〇九) (CPC八三二)	(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス (CPC八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五)
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(e) 試験及び分析サービス 製造業製品に係る技術	(d) サービス (CPC八六六〇一、八 六六〇九)	(c) 経営相談サービス (CPC八六五)	(b) 市場調査及び世論調査 (CPC八六四)	
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。

(e) 計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。） （CPC八六七六＊＊）	(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス （CPC八六七六三＊＊）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。
(a) 特定計量器の定期検査のサービス (b) 特定計量器の検定のサービス (c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス (e) 特定計量証明事業者に対する認定	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。

(f) 計量器の校正等の サービス	(f) 農林業及び狩猟に付隨 するサービス (CPC八八一)	(h) 鉱業に付隨するサービ ス (CPC八八三、五一 五)	
(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。	
(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。
とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法（昭和二十五年法律第二 百八十九号）に従つて提供 しなければならない。	とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。		

外国為替及び外国貿易法

		(i) 製造業に付随するサー ビス	
に 関 連 す る も の	(a) 航空機産業、火薬類 (C P C 八八四***、八 八五)	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
	(4) 約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
	(4) 約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。		により、事前の届出が必要 である。

(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス	(j) エネルギー流通に付随するサービス (CPC八八七)	(b) (a)に規定するサービス以外の製造業に付隨するサービス
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 約束しない。 とができる。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 である。 により、事前の届出が必要である。	(4) 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要である。

	<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあつせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス  (b) 建設工事  (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）  (C P C八七二〇一、八</p> <p>七二〇二)</p>	
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。  (2) 約束しない。＊  (3) 制限しない。  (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。  (2) 約束しない。＊  (3) 制限しない。  (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。  (2) 約束しない。＊  (3) 制限しない。  (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。  (2) 約束しない。＊  (3) 制限しない。  (4) 業務上の拠点が必要である。</p>

(k)

次に掲げる業務以外の  
ものについて日本国内

(1) 業務上の拠点が必要であ  
る。

(注)において人員を提  
供するサービス（サービ  
ス提供者が雇用する労働  
者を当該サービス提供者  
との間の雇用関係を維持  
しつつ、他の者の指揮の  
下において労働に従事さ  
せるために派遣するサー  
비스に限る。）

(4) (3) (2) (1)  
約束しない。＊  
制限しない。  
業務上の拠点が必要であ  
る。

(d) (c) (b) (a)

港湾運送サービス  
建設工事  
警備  
あらかじめ労働政策

注 労働者について  
は、企業内の転任を  
通じて日本国外から  
派遣してはならな  
い。

(4) (3) (2) (1)  
約束しない。＊  
制限しない。  
制限しない。  
制限しない。

審議会の意見を聴いた

上で政令で定める業務

(例えば、医療関係業

務)

(CPC八七二〇三、八  
七二〇九)

(1) 調査サービス

(CPC八七三〇一)

(1)  
警備業

(CPC八七三。ただ  
し、八七三〇一を除く。)

(4) 約束しない。

(3) (2) る。  
制限しない。

(1) 業務上の拠点が必要であ

(4) (3) (2) (1)  
制限しない。  
制限しない。  
制限しない。

(4) 約束しない。

(3) (2) により、事前の届出が必要  
である。  
制限しない。  
外國為替及び外國貿易法

(1) 制限しない。

(4) (3) (2) (1)  
制限しない。  
制限しない。  
制限しない。

		(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） （CPC八六七五一＊＊） ＊、八六七五二＊＊）	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス (注) （CPC八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） 注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。
		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

---

(m) 日本国内の土地の測量

サービス

(CPC八六七五三\*)

\*、八六七五四\*\*)

---

(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。

注1 「基本測量」と

は、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。

注2 「公共測量」と

は、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費

---

(1) 制限しない。

用の一部又は全部を  
日本国政府又は日本  
国の他の公共団体が  
負担し、又は補助し  
て実施するものとい  
う。

(2) 基本測量又は公共測量の  
測量成果を使用することな  
く実施する測量、局地的測  
量及び高度の精度を必要と  
しない測量以外の測量につ  
いては、業務上の拠点が必  
要である。

制限しない。

(4) (3) 基本測量又は公共測量の  
測量成果を使用することな  
く実施する測量、局地的測  
量及び高度の精度を必要と  
しない測量以外の測量につ  
いては、業務上の拠点が必  
要である。

(4) (3)

制限しない。

(2)  
制限しない。

(p) (C P C八七五)	(o) (C P C八七四〇一、八 七八四〇九)	(n) 機器（船舶、航空機そ の他の運送機器を除く。） の保守及び修理 (C P C六三三、八八六 一一八八六六)	(m) 日本国外の土地の測量 サービス (C P C八六七五三＊) ＊、八六七五四＊＊）	
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 ＊	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 ＊	要である。
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 ＊	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 ＊	

(t) (C P C 八 七 九 〇 一) 信用調査のサービス	(s) (C P C 八 七 九 〇 九 ＊ ＊) 会議サービス	(r) ス (C P C 八 八 四 四 二) 印刷及び出版のサービ	(q) (C P C 八 七 六) こん包サービス	
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) 制限しない。


(t) 複写のサービス (C P C八七九〇四)	(t) 電話応答のサービス (C P C八七九〇三)		除く。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要である。	(3) (2) サービスは、日本国の中 律により「弁護士」として の資格を有する弁護士、弁 護士法人又は債権管理回 業に関する特別措置法に基 づき設立された法人が提供 しなければならない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) 制限しない。

(t) 貿易見本市及び展覧会 (CPC八七九〇九**)	(t) 専門デザイン・サービ (CPC八七九〇七)	(t) 郵便物の発送のサービス (CPC八七九〇六)	(t) 翻訳及び通訳のサービ (CPC八七九〇五)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			

		(t) エネルギー製造業に付 随するサービス（熱供給 業及び石油産業に関連す るもの）
2 通信サービス  A ／ B 郵便又はクリエ・ サービス（注）  注 郵便又はクリエ・ サービスの提供者は、 関係する形態の運送 サービスに係る許可又 は登録の要件に従わな ければならない。信書 (印刷物、小包、物品 その他の品目を含む。 の送達以外の郵便又は	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。
	(4) 制限しない。  である。	(3) (2) (1) 制限しない。 により、事前の届出が必 要である。

クリエ・サービスの  
分野における日本国との  
約束は、運送サービスの  
分野に記載する。

(一) 運送サービ

ス」参照)

特定信書便事業によつて  
提供される信書の送達  
のサービス

(4) 制限しない。  
(3) 制限しない。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。

特定信書便事業とは、  
民間事業者による信書の  
送達に関する法律（平成  
十四年法律第九十九号）  
に定める次のいずれかの  
信書便物に係る信書の送  
達のサービスを提供する  
事業をいう。

(a) その長さ、幅及び厚  
さの合計が九十センチ

(4) 制限しない。  
(3) 制限しない。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。

<p style="text-align: center;">C</p> <p>電気通信サービス 基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス (CPC七五二二) (b) パケット交換データ伝送サービス (CPC七五二三**) (c) 回線交換データ伝送 サービス</p>	<p>メートルを超える、又は その重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から 三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物</p>
<p>注 日本電信電話株式会社</p>	<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 日本電信電話株式会社</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 日本電信電話株式会社及 びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍</p>	<p>追加的な約束を履行する。 日本国は、次に定める</p>

<p>(C P C 七五二三＊＊)  (d) テレックス・サービス  (C P C 七五二三＊＊)  (f) ファクシミリ・サービ  ス</p>	<p>社は、その地域会社の 発行済株式の総数を保 有していなければなら ない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	

の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によつて専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

1.2.2 単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するため適切な措置を維持する。

セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。  
電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

- (d) (c) (b) (a)
- 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。  
不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するため必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようになること。

## 相互接続

### 2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

### 2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
- (b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供され

ること。

注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

### 2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

### 2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手順又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場

合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であつて、明確に定められ、及び妥当なもの提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.2 から 2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.5 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.6 2.7 主要なサービス提供者との相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(h) 付加価値サービス 電子メール・サービス		(e) 電報サービス (CPC七五二二)		6 希少な資源の分配及び利用	<p>規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならぬ。</p>
(2) (1) 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。		5 独立の規制機関	<p>(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。</p> <p>(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間</p> <p>(ii) 個別の免許の条件</p> <p>(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>

(n)	(m)	(CPC七五二三***) コード及びプロトコル の変換サービス	(1) 高度ファクシミリ及び 付加価値ファクシミリの サービス（蓄積及び転送 並びに蓄積及び検索を含 む。）  (CPC七五二三***) のオンラインでの検索 サービス	(k) (CPC七五二三***) 電子データ交換（ED I）サービス	(1) (CPC七五二三***) のオンラインでの検索 サービス	(j) (CPC七五二三***) 情報及びデータベース のオンラインでの検索	(i) (CPC七五二三***) ボイスメール・サービ ス	(3) 日本電信電話株式会社 (注)への直接的又は間接 的な外国資本の参加の割合 は、三分の一未満でなけれ ばならない。
				(4) 制限しない。	(4) 有していなければなら ない。			(3) 日本電信電話株式会社及 びその地域会社の取締役及 び監査役は、日本国の国籍 を有しなければならない。

(C P C 九 六 一 三)	(c) ラジオ及び テレビの サービス	(b) 映画の映写サービス (C P C 九 六 一 二)	D 音響・映像サービス (a) 映画及びビデオテープ の制作及び配給のサービ ス (C P C 九 六 一 一)	(o) その他 (C P C 八 四 三 ＊ ＊)
(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。

			(d) ラジオ及びテレビの放送サービス (CPC七五二四)
C (CPC五一四、五一六)	B (CPC五一三) 土木に係る総合建設工事	A (CPC五一二) 建築物に係る総合建設工事	(e) 録音サービス
		3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
			(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。

		D 建築物の仕上工事 (CPC五一七) E その他 (CPC五一一、五一五、 五一八)
	(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの  (b) これらのサービスで鉱業に関連するもの	(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの  (b) これらのサービスで鉱業に関連するもの
	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければならない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 業務上の拠点が必要である。
	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければならない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 制限しない。 制限しない。

		(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。	

一、六一一三〇、六一二一

○)

C 小売サービス

(CPC六三一、六三三一、

六一一二、六一一三〇、

六一二一〇)

D フランチャイズ・サービ

ス

(CPC八九二九)

これらのサービスで、

(a) 石油及び石油製品並び

にアルコール飲料に関連

するサービス並びに公共

卸売市場（注）において

提供されるサービス以外

のもの

(4) 制限しない。  
(3) 制限しない。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。

(4) 制限しない。  
(3) 制限しない。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。

注 公共卸売市場と  
は、国又は地方の政  
府の認可に基づき生  
鮮食料品（野菜、果

				物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。)又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
(4)	(3) (2) (1)	制限しない。	制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(4)	(3) (2) (1)	制限しない。 により、事前の届出が必要である。	制限しない。 外国為替及び外国貿易法	

	(c) アルコール飲料に関するもの	
(d) 公共卸売市場において提供されるものの		
(3) (2) (1) 約束しない。＊ サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(3) (2) (1) 制限しない。 サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の方 律により設立された法人が 卸売市場法（昭和四十六年	(3) (2) (1) 約束しない。＊＊ サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(4) 制限しない。

		E (a) その他 自動車両用燃料の小売 サービス (C P C 六一三)	
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従つて提供しなければならない。	(4) 法律第三十五号)に従つて提供しなければならない。 サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要である。		(4) 制限しない。

			(b) 热供給の卸売及び小売 サービス
初等教育サービスで あって学校教育として提 供されるもの（注1） (注2) (CPC九二一一〇＊	A 初等教育サービス 保育所が提供する就学 前教育サービス (CPC九二一一〇＊＊) 保育サービス (CPC九三三二一一)	5 教育サービス 初等教育サービス 保育所が提供する就学 前教育サービス (CPC九二一一〇＊＊) 保育サービス (CPC九三三二一一)	
(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 学校教育機関は、学校法 人（注）が設置しなければ ならない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要 である。

\*、九二一九)

注1　日本国において

学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、

学校教育機関が提供する。「学校教

育機関」とは、小

学校、中学校、中

等教育学校、高等

学校、大学、短期

大学、高等専門学

校、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学

校、養護学校及び

幼稚園をいう。

注2　いかなる提供の

態様による市場ア

クセス及び内国民

待遇に係る特定の

約束も、日本國の

注「学校法人」とは、

日本国の法律に基づき  
教育サービスを提供す  
る目的で設立される法  
人であつて、営利目的  
でないものをいう。  
約束しない。

(4)

約束しない。


は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注<sup>2</sup>

いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

C 高等教育サービス（注

1) (注2)

(CPC九二三一、九二三

九)

注1 日本国において学

校教育として提供さ

れるこれらの教育

サービスは、学校教

育機関が提供する。

「学校教育機関」と

は、小学校、中学

校、中等教育学校、

高等学校、大学、短

期大学、高等専門学

校、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学

校、養護学校及び幼

稚園をいう。

注2 いかなる提供の態  
様による市場アクセ  
ス及び内国民待遇に

(4) 制限しない。  
(3) 学校教育機関は、学校法  
人が設置しなければならな  
い。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。

(4) 制限しない。  
(3) 制限しない。  
(2) 制限しない。  
(1) 制限しない。



---

日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

注2

学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修

---



	D その他 排気ガス処理サービス (CPC九四〇四) 騒音除去サービス (CPC九四〇五) 自然及び景観の保護 サービス (CPC九四〇六) その他の環境保護サービ ブス (CPC九四〇九)	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。
7 金融サービス		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
日本国は、第六章、附属書六及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。		

日本国は、附属書六第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的な制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する

差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。こととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従つて認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うこととを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に關し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくブルネイ・ダルサラーム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十四条(w)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

#### A 保険及び保険関連のサービ

第七十四条(w)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づきこの分野において第七十五条から第七十七条までの規定及び附属書六の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB 3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限

---

(1) に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらの人からの生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船

船

日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(2) 次に掲げるもの及びこれらの人からの生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が

(1)

制限しない。

(2)

制限しない。

<p>B 銀行サービスその他の金</p>	
<p>第七十四条(w)(i)及び(ii)に規</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない（注）。</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供者が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

融サービス（保険及び保険  
関連のサービスを除く。）

(3) (2)	(1)	定するサービスの提供に関する 市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十五条から第七十七条までの規定及び附属書六の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
(3) (2)	(1)	(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

			8 健康に関するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス (CPC九三一一)	
	B その他にに関する健康サービス 救急車において行われる医療サービス (CPC九三一九二)			
(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。

9 観光サービス及び旅行に関する事項	C 社会事業サービス（保育 サービスを除く。） (CPC九三三。ただし、 九三三二一を除く。)	安全な血液製剤の安定 供給の確保等に関する法 律（昭和三十一年法律第 百六十号）に規定する採 血サービス (CPC九三一九九)	(CPC九三一九三) 病院サービス以外の居 住型の健康施設のサービ ス
	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *(CPC九三三。ただし、 九三三二一を除くほか、 限がないことを除くほか、 制限しない。)	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。
	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *(CPC九三三。ただし、 九三三二一を除くほか、 限がないことを除くほか、 制限しない。)	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。

	B (C P C 七 四 七 二) 旅行業サービス	仕出しサービス (C P C 六 四 二 三)	A ホ テ ル 及 び 飲 食 店 の サ ー ビ ス  ホ テ ル 及 び 飲 食 店 の サ ー ビ ス (仕 出 し サ ー ビ ス を 除 く。)  (C P C 六 四 一 — 六 四 三。 た だ し、 六 四 二 三 を 除 く。)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 制限しない。	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 制限しない。	

C 図書館、記録保管所及び 博物館のサービスその他の 文化サービス	B 通信社サービス (C P C九六二)	10 娯楽、文化及びスポーツの サービス	C (C P C七四七二) 観光客の案内サービス
		A 興行サービス（演劇、生 演奏及びサークัสのサービ スを含む。） (C P C九六一九)	
		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

		図書館及び記録保管所 のサービス (CPC九六三一一、九 六三一二)	
		歴史的な遺跡及び建造 物の保存サービスを含む 博物館サービス (CPC九六三二)	
D サービス スポーツその他の娯楽の サービス スポーツに係るサービ ス (CPC九六四一)	その他の文化サービス (CPC九六三三)		
(3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

			遊園地及び海水浴場の サービス (CPC九六四九一)	
11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 國際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） (CPC七二一一、七二一二）	その他の娯楽のサービス（他の分野に分類されているものを除く。） (CPC九六四九九）			
(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない (注)。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。		
(b) ばら積み貨物の運送その他外航海運（旅客運送を含む。）について は、制限しない（注）。	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない (注)。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	
注 日本国の船舶運航	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的ない条件で利用可能となる。 (b) (a) 水先サービス は、制限しない（注）。 は、制限しない（注）。			

事業者が外国又は外  
国の公共団体若しく  
はこれに準ずるもの  
によつて不利益な取  
扱いを受けている場  
合において、対抗上  
の措置をとる旨の事  
前の通告にもかかわ  
らず、当該不利益な  
取扱いが引き続き行  
われ、当該日本国との  
船舶運航事業者の利  
益が著しく害されて  
いるときは、対抗上  
の措置として、当該  
外国の船舶運航事業  
者に対して、一定の  
期間、次の事項を制  
限し、又は禁止する  
ことができる。

事業者が外国又は外  
国の公共団体若しく  
はこれに準ずるもの  
によつて不利益な取  
扱いを受けてゐる場  
合において、対抗上  
の措置をとる旨の事  
前の通告にもかかわ  
らず、当該不利益な  
取扱いが引き続き行  
われ、当該日本国との  
船舶運航事業者の利  
益が著しく害されて  
いるときは、対抗上  
の措置として、当該  
外国の船舶運航事業  
者に対して、一定の  
期間、次の事項を制  
限し、又は禁止する  
ことができる。

(c)	食料供給、給油及 び給水のサービス
(d)	ごみ収集及び廃棄 物処理のサービス
(e)	ポートキャブテ ン・サービス
(f)	航行補助サービス
(g)	陸岸において行う サービスであつて、 船舶の運航に不可欠 なもの（通信、給水 及び電気の供給を含 む。）
(h)	応急の修理サービ ス
(i)	びよう泊及び係留 のサービス

---

	(a) 日本国の港への 入港	(b) 日本国の港にお ける貨物の積込み 又は取卸し
	(3) (2) (a) 制限しない。	(3) (2) (a) 制限しない。

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国 の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

---

	(a) 日本国の港への 入港	(b) 日本国の港にお ける貨物の積込み 又は取卸し
	(3) (2) (a) 制限しない。	(3) (2) (a) 制限しない。

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国 の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

---

(4) (a) 日本国の法律に  
日本國の法律に  
よつて設立された  
法人であつて、そ  
の代表者の全員及  
び業務を執行する  
役員の三分の二以  
上が日本国籍を有  
するもの

(b) 国際海上運送サービス  
を提供するためのその他の  
形態の業務上の拠点  
(海上運送サービス (補  
助的なサービスを含む。))

---

(4) (a) 日本国の法律に  
日本國の法律に  
よつて設立された  
法人であつて、そ  
の代表者の全員及  
び業務を執行する  
役員の三分の二以  
上が日本国籍を有  
するもの

(b) 国際海上運送サービス  
を提供するためのその他の  
形態の業務上の拠点  
(海上運送サービス (補  
助的なサービスを含む。))

(d) 船舶の保守及び修理 (C P C八八六八***)	A 海上運送サービス（補助 的なサービスに限る。）	(c) 乗組員を伴う船舶（日 本国の船籍を有する船舶 を除く。）の賃貸 (C P C七二一三)	た外国人は、関連の通達 に掲げる船員を除くほか、日本国 の船籍を有する船舶において働くこと はできない。
(3) (2) (1) 一定の規模を超える船舶	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(b) (3)(b)に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(b) (3)(b)に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。

海上貨物取扱サービス  (C P C 七四五四**、 七四五九**) (f)	引揚げその他の救助 サービス、給水サービス、 給油サービス及びご み収集サービス	(e) 押し船及び引き船の サービス (C P C 七二一四)	
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）

限しない。

(3) (2) 制限しない。

においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続きを適用することができます。

(4)

(全) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

(注)

注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続きを適用することができます

(4)

(3) (2)

制限しない。

	<p>コンテナー・ステー ション及びデポ・サービ ス（海上運送サービスを含 む。）の分野における特 定の約束に関する注釈 3 に定義するもの）</p>	<p>(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。</p>	る。
	<p>注 公有地を使用する場 合には、公共施設の使 用許可又は免許の手続 を適用することができる。 （注）。</p>	<p>(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。</p>	
	<p>(4) 日本国政府が指定する港 においては、サービス提供 者に付与する免許の数は、 制限することができます。 （注）。</p>	<p>(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。</p>	


(3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

(4) 業務上の拠点が必要である。

事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

(3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

(4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈  
道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための

措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるように条件をいう。

#### 定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ブルネイ・ダルサラーム国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第七十四条(w)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

- (a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。
- (b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）入手すること。
- (c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。
- (d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。
- (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること。
- (f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団

が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。」をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

(C P C 七四五四**、 み収集サービス	(f) 引揚げその他の救助 サービス、給水サービ ス、給油サービス及びご み収集サービス	(e) 押し船及び引き船の サービス (C P C 七二二四)		(d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八**)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。 上の需要を考慮しなければ ならない。	(3) (2) (1) 一定の規模を超える船舶 の製造又は修理に利用する ことのできるドック又は船 台の設置又は拡張は、経済 上の需要を考慮しなければ ならない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *		(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *

	(e) 第七十四条(c)に定義す るコンピュータ予約シス temsのサービス	(e) 第七十四条(v)に定義す る航空運送サービスの販 売及びマーケティング	C 航空運送サービス (d) 第七十四条(a)に定義す る航空機の修理及び保守 のサービス	七四五九**)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 サービス提供者に付与す とができる。	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 * 制限しない。 * 制限しない。	

		(b) 貨物運送 (CPC七一一二)	(a) 旅客運送 (CPC七一一一)	E 鉄道運送サービス	D 宇宙運送 (CPC七三三)
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。
(4) 制限しない。  である。	(3) (2) (1) により、事前の届出が必要 である。 外國為替及び外國貿易法	(4) 制限しない。  である。	(3) (2) (1) により、事前の届出が必要 である。 外國為替及び外國貿易法	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。

(c) のサービス (CPC七一一三)	(d) 鉄道運送機器の保守及 び修理のサービス (CPC八八六八**)	(d) 鉄道運送機器に関する 運転者を伴う賃貸	(e) 鉄道運送サービスの支 援サービス (CPC七四三)
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) により、事前の届出が必要 である。 外國為替及び外國貿易法	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

		F (a) 道路運送サービス 旅客運送 (CPC七一二一、七 一二二二、七一二三、 七一二四、七一二二 (二)	F (a) 道路運送サービス 旅客運送 (CPC七一二一、七 一二二二、七一二三、 七一二四、七一二二 (二)	(4) 制限しない。
(1) 約束しない。 *	る。 業務上の拠点が必要であ	(1) 約束しない。 *  (2) 制限しない。  (3) サービス提供者の数、 サービス事業の数又はサー ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。  (4) サービス提供者の数、 サービス事業の数又はサー ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。	(1) 約束しない。 *  (2) 制限しない。  (3) サービス事業の数又はサー ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。  (4) サービス提供者の数、 サービス事業の数又はサー ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。	(4) 制限しない。
(1) 約束しない。 *		(1) 約束しない。 *  (2) 制限しない。  (3) 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必 要である。	(1) 約束しない。 *  (2) 制限しない。  (3) 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必 要である。	(4) 制限しない。

(CPC七一一三)

制限しない。

(3) (2) サービス提供者の数、  
サービス事業の数又はサ

ビスの産出量は、暫定的な  
かつ無差別の原則に基づい  
て制限することができる。

(4) サービス提供者の数、  
サービス事業の数又はサ

ビスの産出量は、暫定的な  
かつ無差別の原則に基づい  
て制限することができる。

業務上の拠点が必要であ  
る。

(c)  
運転者を伴う商業用車  
両の賃貸  
(CPC七一一四)

(4) (3) (2) (1)  
制限しない。  
制限しない。  
制限しない。

(4) (3) (2) (1)  
制限しない。  
制限しない。  
制限しない。

(4)  
制限しない。

(3) (2)  
制限しない。

<p>G (a) パイプライン輸送 (CPC七一三一)</p>	<p>(e) 道路運送サービスの支援サービス (CPC七四四)</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス (CPC六一一二、八八六七)</p>
	<p>(4) 提供者に付与する免許の数は、制限することができ る。</p> <p>(4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができ る。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>
	<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>

(a) 貨物取扱サービス (海)	H すべての形態の運送の補助的なサービス (C P C 七一三九)	(b) 燃料以外の物品の輸送サービス	(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス	(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(3) (2) (1) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(3) (2) (1) により、事前の届出が必要である。

(c) サービス（海上貨物利用運送 サービスに関するサービスを除く。）	(b) 石油及び石油製品に連する倉庫サービス（CPC七四二）	(b) 石油及び石油製品に連する倉庫サービス（CPC七四二）	(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関するサービスを除く。）（CPC七四二）	上運送サービスに関連するサービスを除く。）（CPC七四二）
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 約束しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要である。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 約束しない。 制限しない。 制限しない。

				(C P C七四八)
12 い ず れ の 分 野 に も 含 ま れ な い そ の 他 の サ ー ビ ス (C P C九五、九七、九八、 九九)	(d) 通 関 業 サ ー ビ ス (日本 国 の 税 関 に 関 連 す る )	(1) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。 (2) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。 (4) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。	(1) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。 (2) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。 (4) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。	(4) 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。
(4) (3) (2) (1) 約 束 し な い。 *  洗 た く、 クリ ー ニ ン グ及 び染 色の サ ー ビ ス(洗 た く 物 の 回 收 サ ー ビ スを除 く。 (C P C九 七 〇 一。 た だ	約 束 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 *  約 束 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 *	(4) (3) 制 限 し な い。 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。  (4) (3) 制 限 し な い。 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。	(1) 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。  (2) 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。 制 限 し な い。	(4) 制 限 し な い。

し、九七〇一一を除く。)

(ブルネイ・ダルサラーム) 国の特定の約束に係る表は省略	整髪及びその他の美容 サービス (CPC九七〇一一、九七〇二二)	洗たく物の回収サービス (CPC九七〇一一)	約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。	*
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。	*